

三菱原子燃料株式会社とMH I 原子燃料株式会社との

分割の認可申請

三菱原子燃料株式会社

MH I 原子燃料株式会社

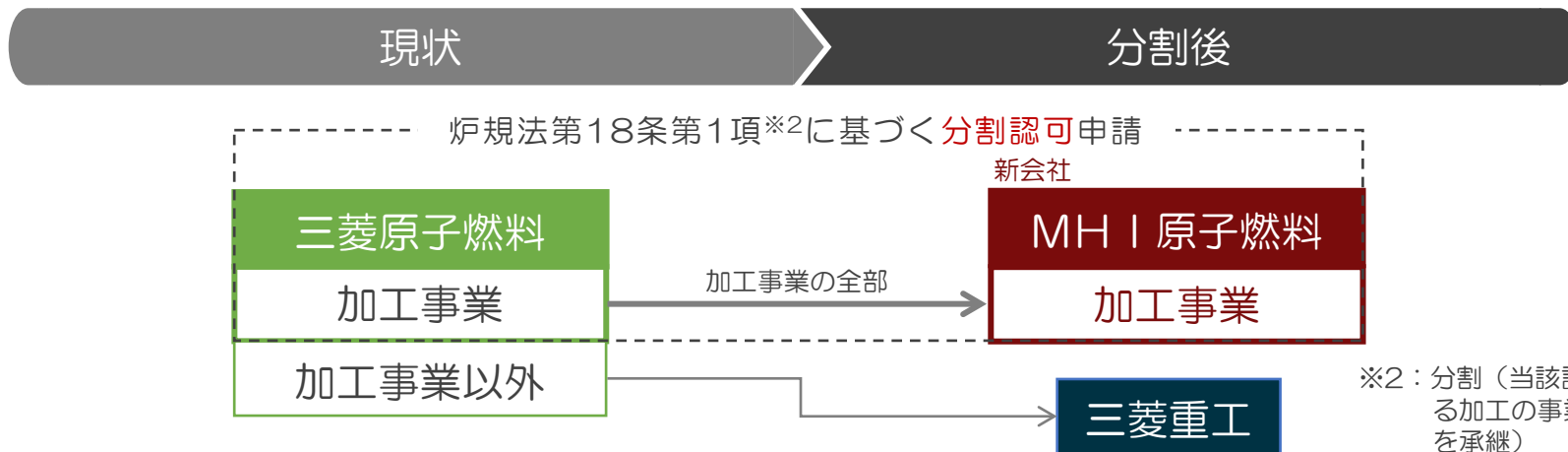
CONTENTS

目次

- 01 加工事業の承継計画と
炉規法に対する適合性
- 02 炉規法に対する個別毎の適合性

計画 三菱原子燃料株式会社を分割し、MH I 原子燃料株式会社※1が加工の事業を全部承継

※1：2022年11月21日に設立



分割 加工施設の位置、構造及び設備など、以下の通り変更しないことから、炉規法第14条の許可の条件に変更は生じない

- 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること
 - ▶ MH I 原子燃料は、三菱原子燃料と同じ人材、体制、仕組みとする（三菱原子燃料の技術的人材、技術的体制、技術的仕組みを全部受け入れる）
- 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること
 - ▶ MH I 原子燃料は、三菱原子燃料と同じ資金調達方法を取る（三菱重工を株主とする経理的基盤）
- 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること
 - ▶ MH I 原子燃料は、三菱原子燃料から加工施設の位置、構造及び設備は変更ない条件で全部受け入れる
- 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること
 - ▶ MH I 原子燃料でも三菱原子燃料と同じ保安に係る人員・体制とする（三菱原子燃料の保安体制を全部受け入れる）

▶ 三菱原子燃料が許可を受けた事業許可内容に変更を生じさせるものではない

02 炉規法に対する個別毎の適合性（その1）

加工規則 第4条	適合性説明		
第1号 S 第3号	名称	承継前： 三菱原子燃料株式会社	承継後： MH I 原子燃料株式会社
	代表者の氏名	大和矢 秀成	←
	住所	茨城県那珂郡 東海村大字舟石川622番地1	←
第4号	分割の方法及び条件 ●分割の方法： <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収分割 ・ 加工の事業に係る全部をMH I 原子燃料株式会社が承継 ●分割の条件： <p>MH I 原子燃料株式会社は、炉規法14条に係る以下①～③を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること ② 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること ③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること 		

加工規則
第4条

適合性説明

第4号

① 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な**技術的能力**があること

▶ MHI 原子燃料株式会社は、重大事故等対策として、三菱原子燃料株式会社と同じ**手順書、体制等の整備とする**（三菱原子燃料株式会社の**技術的人材、技術的体制、技術的仕組みを全部受け入れる**）

MHI 原子燃料株式会社の技術的能力

- 保安体制／組織は三菱原子燃料株式会社と同じ（そのまま受け入れる）。
- 三菱原子燃料株式会社が重大事故等の発生を防止するために整備した**手順書と同じ**（そのまま受け入れる）。
- 重大事故等に対して、的確かつ柔軟に対処できるように、
 - ・ 三菱原子燃料株式会社と同じ**人員を確保し、維持**する。
 - ・ 三菱原子燃料株式会社と同じ重大事故等を想定した**訓練を定期的**に実施する。

加工規則
第4条

適合性説明

第4号

① その他加工の事業を適確に遂行するに足りる**技術的能力**があること

- ▶ MHI 原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社と同じ加工の事業に係る**技術的能力とする**（三菱原子燃料株式会社の**技術的能力を全部受け入れる**）

MHI 原子燃料株式会社の技術的能力

- 三菱原子燃料株式会社の加工の事業に関する設計及び工事並びに運転及び保守に係る**人員とその経験の全部受け入れ、教育・訓練を従前のように実施する。**
- 有資格者等の配置は三菱原子燃料株式会社と同様、**その職務を適切に遂行できる配置する。**
- 保安体制／組織は三菱原子燃料株式会社から変更なし（そのまま受け入れる）。
 - ▶ 三菱原子燃料株式会社が認可を受けた事業許可内容通りの業務を行うことが可能である。
- 技術者の確保 : 119名（事業遂行に必要な分野を網羅）
- 原子力関連国家資格有資格者数
 - 核燃料取扱主任者 : 10名
 - 第1種放射線取扱主任者 : 14名

加工規則
第4条

適合性説明

第4号

② 加工の事業を適確に遂行するに足りる**経理的基礎**があること

MHI 原子燃料株式会社は、

- ▶ 加工事業会社として、三菱原子燃料株式会社と**同じ資金調達方法**を取る（**三菱重工株式会社を株主とする経理的基盤**）。
- ▶ 承継後の加工の事業の資金計画及び事業の収支見積りは申請書に示す通り。

加工規則
第4条

適合性説明

第4号

③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること

MHI 原子燃料株式会社は、

- ▶ 三菱原子燃料株式会社と同じ加工の事業に係る組織、人員とし、工場及び設備を全部を受け入れる
- ▶ 三菱原子燃料株式会社と同じ加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を確保・維持

する。

加工規則 第4条	適合性説明
第5号	<p>分割の理由：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 加工事業会社として安定的な収益を確保し、継続的な安全対策への取組みを強化するため。
第6号	分割の時期：令和5年3月15日
第7号	<p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ MHI 原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」の要求事項を踏まえ、三菱原子燃料株式会社が定める保安活動に対する保安品質保証計画と同じ計画とする。

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**